

事業系ごみ

令和3年
保存版
3月発行

分け方・出し方 マニュアル

豊川市内の
事業所の皆さんへ



©いなりん

ポイント①

**事業系ごみは、家庭系ごみの集積場
(ごみステーション)には出せないだリン☆
(種類や量の多少に関係ありません)**

事業系ごみは自らの責任で処理しなければなりませんので、
ごみ集積場(ごみステーション)に出す行為は、不法投棄として
罰せられることがあるだリン☆

ポイント②

ごみの分別を徹底しなければならないだリン☆
ごみとして出す場合は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に
区分し、資源化可能な物はリサイクルするなど、正しく分別し、
ごみの減量化を図ることが重要だリン☆



contents

1 事業者に求められるもの	1	2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する方法	11
2 事業系ごみの減量によるメリット	1	3 自ら一般廃棄物処分業許可業者へ搬入する方法	11
3 法律で禁止されています	2	10 リサイクル可能な資源	
4 事業系ごみのごみ質調査	3	古紙・古布・缶・リサイクル家電	12
5 事業系ごみの搬入調査を実施しています	3	家電リサイクル法対象品目の処理方法	13
6 「事業系ごみ」と「家庭系ごみ」の違い	5	小型家電の処理方法	14
7 産業廃棄物の種類	6	11 紙ごみを減らす取り組み	15
8 事業系ごみの分け方		事業所から出る資源の資源回収業者一覧(豊川市内)	16
そのごみ「産業廃棄物」です	7	12 ごみ減量化・リサイクルの進め方	17
事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分け方	8	13 職場ごとで取り組みましょう	18
9 事業系一般廃棄物の処理方法		14 事業系ごみの分類早見表	19
1 自ら市の処理施設へ搬入する方法	9	15 事業系ごみQ&A	21
清掃工場の直接持ち込みについて	9	16 問い合わせ一覧	22
資源化施設の直接持ち込みについて (刈草及び剪定枝)	10		

1

事業者に求められるもの

事業者求められる責任は近年、多様化してきており、持続可能な社会の構築に貢献するCSR活動などの一環として、環境に配慮した経営を行うことは環境負荷の軽減だけでなく、企業価値を高めることにもつながります。

また、2015年9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で採択された2016年から2030年までの国際目標では、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール(目標)が設定されました。この持続可能な開発目標(SDGs)では、目標12.持続可能な生産消費形態を確保するとして、2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することや小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失な

どの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させることが掲げられました。

地球にやさしい資源循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を責任をもって担い、協働しながら取り組んで行く必要があります。各事業所においても、日頃からごみの発生抑制、減量化・リサイクルにご協力いただいているところですが、より一層の取り組みにご協力をお願いいたします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



食品ロス削減推進法の事業者の責務／求められる行動と役割

▶ 事業者の責務について(法第5条)

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

食品リサイクル法の基本方針(令和元年7月)では、事業系食品ロス量の半減目標、発生抑制目標、再生利用などの実施率の3種類の目標が設定されました。

2

事業系ごみの減量によるメリット

1 経営コスト削減

事業所として廃棄するごみを減らし、リサイクルできる資源を再利用することでごみ処理経費の削減ができます。事務用品やエネルギーの無駄使いを減らし、経営コストを削減できます。

2 経営の効率化

ごみを出さない職場づくりを目指すことは、職場の効率化や製造工程の合理化など、経営の効率化につながります。

3 イメージアップ

事業所全体でごみの減量・リサイクルなど、環境保全や地域貢献活動への取り組みを積極的に推進することは、社会へのPR効果となり、事業所のイメージアップにつながります。

4 従業員の意識改革

「環境」という新しい社会のニーズに企業として対応していくことで、社員・従業員の意識改革や職場の活性化につながります。

5 地球環境の保全

ごみ減量への取り組みで、資源の保全や省エネルギー、汚染物質の削減など地球環境への負担を減らすことができ、次世代へ住みよい環境を引き継ぐことができます。

3 法律で禁止されています

家庭系ごみの集積場(ごみステーション)には事業系ごみ(種類や量の多少に関係ありません)は出せません。

ごみ集積場(ごみステーション)に出せるごみは、家庭から出るごみしか出せません。

事業系ごみは自らの責任で処理しなければなりませんので、ごみ集積場(ごみステーション)に出す行為は、不法投棄として罰せられることがあります。



注意1・家庭系ごみと同じような種類のごみしか出ない場合であっても、家庭系ごみの集積場には一切出せません。事業系ごみとして自ら適正に処理する必要があります。

注意2・住居と店舗が同じ建物の場合、ごみを別々に分けて出す必要があります。

違法焼却(野焼き)

廃棄物を焼却することは、原則禁止されています。素掘りの穴、周囲を鉄板で囲った穴、ドラム缶などで暖を取るための焼却も認められていません。



不法投棄

廃棄物をみだりに捨てることは法律により禁止されています。



無許可の業者へ委託

廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者へ処理を委託しなければなりません。



ご注意ください

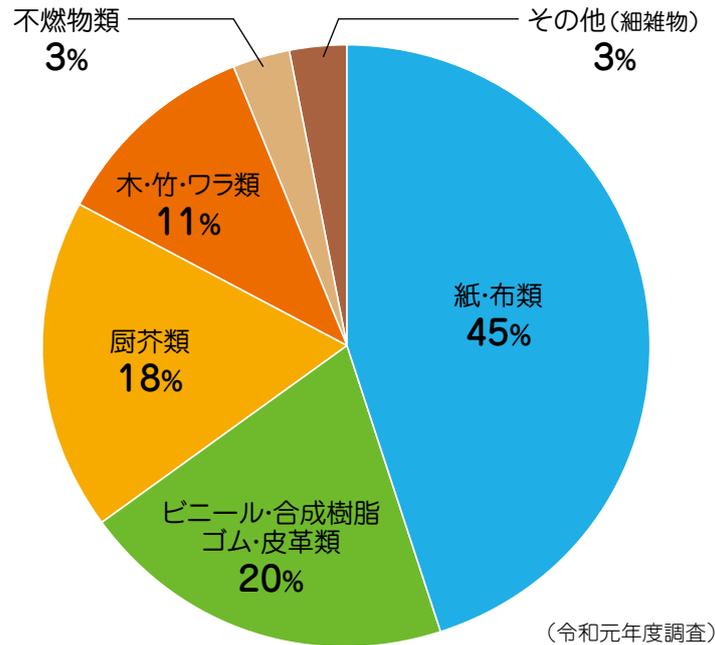
令和3年3月現在

不法投棄をしたり、不法な処理などをすると最大で**5年以下の懲役**若しくは**1千万円以下の罰金、又はその両方**の罰則があります。

また、法人の代表者や従業員などが、その業務に関して上記の罰則を適用されるとその法人に対しても**最大で3億円以下の罰金が科せられます!**

4

事業系ごみのごみ質調査



豊川市のごみ排出量の約1/4が事業系ごみとなっています。このうち燃えるごみの約4割が紙・布類です。この中には、リサイクルできるものが多数含まれています。個人情報に記載されていたり、機密書類だったりするものは止むをえません。それ以外の紙は、まず資源回収業者に相談してください。

また、産業廃棄物として処理しなければならないビニール、合成樹脂、皮革類が含まれていますので、分別を徹底してください。その他、厨芥類(生ごみなど)が約2割、木、竹、ワラ類も約1割を占めています。

分別を徹底して紙類等のリサイクル可能な物は資源化していきましょう。

5

事業系ごみの搬入調査を実施しています

事業者などから清掃工場に持ち込まれた事業系ごみの搬入調査を実施しています。ごみ袋を点検し、産業廃棄物やリサイクル可能な紙など不適切なごみが混入している場合は、排出事業者へ個別の指導を実施しています。



ごみ搬出風景



ごみ調査風景

搬入禁止



違反ごみの多くは、廃プラスチック類、ペットボトル、缶の混入です。
「産業廃棄物」は清掃工場には持ち込めません。

廃プラスチック類



発泡スチロール



コンテナ・かご類



ビニール類・PPバンド



ペットボトル

金属類



金属部品



ビニール傘



スピーカー・携帯電話・充電器

資源



空き缶・ビン類

金属類



スプレー缶

大量の書類

機密書類であれば受入



調査すると機密ではない資源になる紙類を多く含んでいた。

資源



雑誌



新聞紙



ダンボール

資源は資源回収業者へ自己搬入または引渡するなど資源化しましょう。

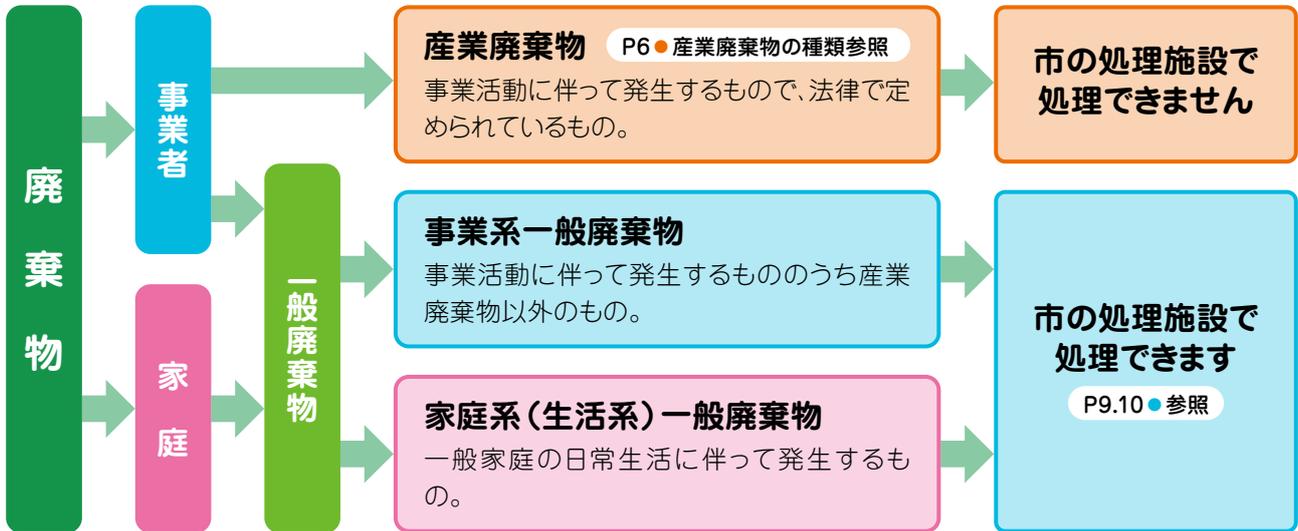
P16 ● 参照

産業廃棄物やリサイクル可能な違反ごみは清掃工場へは搬入できません。分別し、適正に処理してください。また、資源は資源回収業者へ自己搬入または引渡するなど資源化しましょう。

6

「事業系ごみ」と「家庭系ごみ」の違い

事業系ごみは、事業活動に伴って発生する廃棄物であり、ごみの種類や発生する場所などから「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されます。処理方法はそれぞれ異なりますので、正しく分別して適正に処分してください。



※ここでいう事業者には、会社、事務所、小売店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的とするものばかりではなく、病院、医院、学校、社会福祉施設、官公署などの公共サービスなどを行っている公共公益事業、農業なども含まれます。法人か個人経営や規模の大小なども問いません。

事業者の責務

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」により、以下の責任があります。

事業系ごみの処理責任

事業所から出る全てのごみは、事業者が自ら適正に処理する必要があります。

廃棄物の適正処理

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

自ら処理するか、または許可を受けた収集運搬・処分を行う者に委託して処理(収集運搬・処分)する責任があります。

廃棄物の再生利用と減量

事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを積極的に行うことにより、その減量に努めなければなりません。

リサイクル可能な物は有価物として処理することで、コスト削減ができます。

国や県、市の施策への協力

廃棄物の減量及び適正な処理の確保などに関し、国や県、市の施策に協力しなければなりません。

ごみ分別を徹底しなければなりません。ごみとして出す場合は、正しく分別することが大切です。分別の徹底は、ごみの減量やごみ処理の効率化を推進します。



7

産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次の20種類と、「輸入された廃棄物」です。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、キラなど
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸、廃ホルマリンなどすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）などすべての合成高分子系化学物、石綿を含むPタイル
	7 ゴムくず	天然ゴムくずなど
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、ダライ粉、溶接かすなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず（工作物でないもの）、陶磁器くず（石綿を含む石膏ボード等）など
	10 鉱さい	鑄物廃砂、高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューポラのノロ、ポタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、石綿を含むコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	12 ダスト類（ばいじん）	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
区分	種類	具体例
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びにPCBが塗布され又は染み込んだもの（注）
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品質貸業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したごん包用の木材を含む。）（注）に係る木くず並びにPCBが染み込んだもの（注）
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びにPCBが染み込んだもの（注）
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿
	19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体
	20 13号廃棄物	1から19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固形化物など）

（注）貨物の流通のために使用したパレットとPCBが塗布され又は染み込んだものについては、業種の限定はありません。

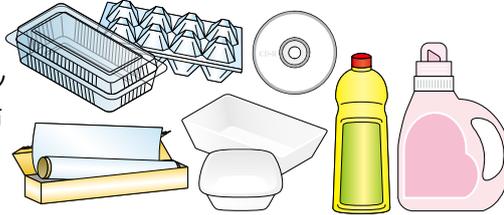
8

事業系ごみの分け方

そのごみ「産業廃棄物」です

廃プラスチック類

- プラスチック製容器包装類、発泡スチロール
- 包装用ラップ類、ビニール袋、化学繊維の布
- CD、DVD、PP(ポリプロピレン製)バンド など



ただし、個人消費で発生した食品に関するプラスチック製容器包装類に限り清掃工場（P9参照）で受入れています。弁当容器（外装フィルム含む）、菓子袋、カップ麺容器、レジ袋、プリンなどの容器、プラスチック製スプーン、ストロー、タバコのフィルムなど（ペットボトルは除く）

金属くず

- ハサミ、刃物類、アルミホイル
- スプレー缶、一斗缶
- ホッチキス針、安全ピン、釘、クリップ など



ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

- コップなどのガラス類、調味料などのガラス製容器、鏡
- 食器、茶碗などの陶器類陶磁器、植木鉢、レンガ
- 蛍光灯直管（普通形・飛散防止系）・蛍光灯丸管、電球
- コンクリートくず など



廃油

- 食用油、ラード、エンジンオイル、ガソリン、灯油、軽油、機械器具の潤滑油 など



ただし、リサイクルする際は、凝固剤を使用しないでください。凝固剤で固めても産業廃棄物としての処理が必要です。

その他

- 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、動物系固型不要物、動物のふん尿、動物の死体*

*動物系固型不要物は、と畜場、食鳥処理場から排出されるもの、動物のふん尿及び動物の死体は畜産農業から排出されるものが産業廃棄物です。

「産業廃棄物」です。

産業廃棄物処分施設へ自己搬入または産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

問合せ先

- 産業廃棄物の収集及び処分
愛知県東三河総局 環境保全課 廃棄物対策グループ
Tel.0532-35-6114



- 産業廃棄物処理業者の案内
愛知県産業資源循環協会
Tel.052-332-0346



事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分け方

「事業系一般廃棄物」です。 P9～11 ●参照

市の処理施設・一般廃棄物処分業許可業者へ自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託してください。

- 汚れやにおいのついた紙、水に濡れた紙、油のついた紙
- 使用済みのティシュペーパー
- 金属が箔押しされた紙
- 防水加工された紙
- インクジェット写真、プリント用紙 など

紙くず

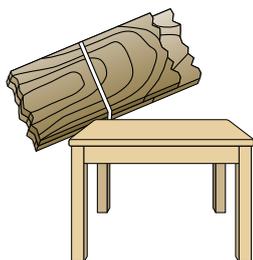


リサイクルできない紙

- 刈草、剪定枝
 - 木製品 など
- ※刈草・剪定枝は豊川市資源化施設で処理できます。

P10 ●参照

木くず



- 天然繊維 / 毛布、木綿布、絹
- 作業服
- 天然皮革 / かばん、ブーツ など

繊維くず



- 食品の食べ残し
- 食品の売れ残り
- 調理くず など

※水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い減量に努めましょう。

動植物性残さ



生ごみ

PCB(ポリ塩化ビフェニル)が塗布されたりしみ込んでいるものは産業廃棄物です。

建設業で、工作物の新築、改築又は除去に伴って発生する紙くず、木くず、繊維くずは産業廃棄物です。

- 紙、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

- 木材、木製品製造業、パルプ製造業、リース業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。
- 木製パレットはすべて産業廃棄物です。

- 繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。

- 食料品、医薬品、香料製造業などの業種から発生する動植物性残さは産業廃棄物です。

※食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。

「産業廃棄物」です。

産業廃棄物処分施設へ自己搬入または産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

9

事業系一般廃棄物の処理方法

「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」処理方法はそれぞれ異なります。正しく分別して適正に処分してください。※「産業廃棄物」は市の施設で処理できません。

事業系一般廃棄物を処理する方法は3つあります。

1 自ら市の処理施設へ搬入する方法

◎清掃工場の直接持ち込みについて



➤ 清掃工場の直接持ち込みについて



➤ 清掃工場を利用される方へ



➤ 清掃工場カレンダー



事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物は、直接の持ち込みのみ対応しておりますので、**ごみステーションには出せません。(違法です。)**

所在地 豊川市平尾町親坂50番地

電話番号 0533-87-4010

営業日 月曜日から金曜日の午前・午後及び土曜日の午前(祝日も受付。ただし、祝日の水曜日、祝日の土曜日は休業)
※年末年始は清掃工場カレンダーで確認してください。

営業時間 午前の部:午前8時30分から午前11時45分まで
午後の部:午後1時00分から午後4時30分まで
(ただし、土曜日は午前中のみ)

処理料金 事業系ごみ:130円(10kgあたり)(令和2年10月現在)



受入基準について

可燃ごみ ▶ 豊川市指定ごみ袋に入る大きさ(袋に入れる必要はありません)

機密書類 ▶ とじヒモ、ファイルなどから外し、バラバラにした状態にする(ホッチキスを外す必要はありません)

刈草・剪定枝 ▶ 資源化施設に搬入してください。資源化できない状態のもの、資源化施設の処理能力を超えた場合は清掃工場ですべて受け入れます。

清掃工場の刈草・剪定枝 受入基準

● 刈草:長さ1m以内 ● 剪定枝:長さ1m以内、直径:太さ10cm以内、枝払いを行う。

※共に、ヒモで縛る必要はありません ※刈草・剪定枝の最大持ち込み量は、1業者(下請業者も含む)あたり5t/日としています。
※資源化できる場合は、清掃工場での受入を拒否し資源化施設に搬入をお願いする場合があります。そのため、刈草・剪定枝の混載は避けてください。

●資源化施設の直接持ち込みについて(刈草及び剪定枝)



市内で発生した刈草及び剪定枝の一部は、資源化施設で破碎、堆肥化などの処理を行っています。

所在地 豊川市長草町美佐々木28番地1

電話番号 0533-56-8878

営業日 月曜日から金曜日の午前・午後及び土曜日の午前(祝日も受付。ただし、祝日の水曜日、祝日の土曜日及び12月29日から1月3日までは休業)

営業時間 午前の部:午前8時30分から午前11時45分まで
午後の部:午後1時00分から午後4時30分まで
(ただし、土曜日は午前中のみ)

処理料金 事業系:100円(10kgあたり)(令和2年10月現在)

➤ 刈草及び剪定枝の直接持ち込みについて



受け入れができるもの

●刈草 ●剪定枝:長さ1m以内、直径:太さ10cm以内のもの

※刈草と剪定枝は必ず分けて搬入すること。



受け入れができないもの

- 果実が付いた植物 ●毒性のある植物(キョウチクトウ、アセビ、ウルシなど)
- 繊維質の多い植物(竹、笹、シュロ、藤などのツル科の植物など)
- 細かい植物ごみ(木くず、落ち葉、花など(刈草・剪定枝に付着している場合を除く))
- 病虫害の付いた植物(松くい虫、赤星病など) ●材木など(囲い木、角材など)
- その他(石や金属等機器破損の恐れがある混入物を含んだ刈草・剪定枝、土砂等異物混入の多い刈草、土や根が付いた草、腐食した植物)

堆肥の配布及びチップなどを販売しています

刈草から堆肥(土壌改良材)、剪定枝からチップなどを作っています。



剪定枝チップ
(マルチング材、クッション材)

土壌改良剤など

チップなどについては、マルチング材や防草資材としてご利用いただけます。

詳細については市HPまたは、豊川市資源化施設までお問い合わせください。(Tel0533-56-8878)

配布及び販売価格 (令和2年10月現在)

- 堆肥:無料 ●チップなど:10kg当たり10円で販売
- 配布及び販売は、月曜日から金曜日(休業日除く)のみとなります。予約は前日までに行なってください。

2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する方法

◎豊川市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

(令和3年3月現在)

許可業者名	事業者の所在地 電話番号	収集地区			取り扱う 一般廃棄物の種類	
		全域	旧豊川	旧小坂井	一般廃棄物全般	可燃ごみ限定
加山興業株式会社	(豊川本社) 豊川市南千両2丁目67番地 Tel.0533-89-0375	○			○	
株式会社駒崎商店	豊川市蔵子1丁目8番地1 Tel.0533-86-4605		○			○
株式会社明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山101番地の34 Tel.0532-25-1026	○			○	
成和环境株式会社	豊橋市東幸町字東明5番地 Tel.0532-63-5131	○				○
株式会社トヨジン	豊橋市石巻本町字高嶋53番地の1 Tel.0532-88-0534	○				○
有限会社マイニチ	豊川市白鳥町米田9番地7 Tel.0533-87-5066	○			○	
有限会社セイブ衛生	豊川市御津町豊沢蔵下8番地の1 Tel.0533-76-4881		○			○
豊川環境事業協同組合	豊川市大崎町宮之坪51番地 Tel.0533-89-1133		○			○
有限会社清水商店	豊川市穂ノ原3丁目14番地16 Tel.0533-86-8517	○			○	
豊川宝飯リサイクル組合	豊川市六角町橋ノ本41番地 Tel.0533-85-1450	○				○
株式会社山治紙業	豊川市伊奈町並松167番地 Tel.0533-73-3005	○			○	
有限会社嶋田重機興業	豊川市大木町下縄手111番地 Tel.0533-93-3472		○			○
株式会社御津クリーナー	豊川市御津町御馬長床127番地 Tel.0533-76-2745	○				○
有限会社伊藤商事	豊川市千両町糸宅11番地 Tel.0533-83-0053	○				○
月山商店(月山 貴洋)	豊川市美園二丁目12番地65 Tel.0533-72-2033			○		○
前芝建材株式会社	豊橋市前芝町字山内53番地の1 Tel.0532-31-0616			○		○
株式会社MARUKO	豊橋市神ノ輪町20番地の2 Tel.0532-48-3718			○		○
有限会社ピソ-環境	蒲郡市浜町81番地 Tel.0533-69-8110			○		○
株式会社カイトック	豊橋市西幸町字東脇211番地の10 Tel.0532-46-8196			○	○	

※収集区域のうち、「旧豊川」は伊奈町、小坂井町、篠東町、宿町、平井町、美園の各町内を除く区域を、「旧小坂井」は伊奈町、小坂井町、篠東町、宿町、平井町、美園の各町内の区域を示しています。

※豊川市内の事業所や家庭から排出される一般廃棄物を収集運搬するには、豊川市の「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。上記の業者以外は「無許可業者」となるため利用した場合は排出者に責任が問われることがあります。

※不明な点については、豊川市産業環境部清掃事業課へ問い合わせください。(Tel.0533-89-2166)

3 自ら一般廃棄物処分業許可業者へ搬入する方法

◎豊川市一般廃棄物処分業許可業者一覧

(令和3年3月現在)

※処分料金、その他処分に関する条件等については、直接お問い合わせください。

許可業者名	事業者の所在地 電話番号	取り扱う一般廃棄物の種類						
		紙くず	木くず	繊維くず	畳	草	その他品目*	動植物性残さ (食品残さ)
加山興業株式会社	(豊川本社) 豊川市南千両2丁目67番地 Tel.0533-89-0375	○	○	○	○	○	○	
有限会社清水商店	豊川市穂ノ原3丁目14番地16 Tel.0533-86-8517		○		○		○	
株式会社山治紙業	豊川市伊奈町並松167番地 Tel.0533-73-3005	○						
有限会社環境テクシス	豊川市白鳥町山桃5番1 Tel.0533-87-5512							○

※建設業で工作物の新築、改築又は除去によって生じた紙くず、木くず及び繊維くずは、産業廃棄物にあたりません。

その他品目※については、市においてその適正な処理が困難であると指定するもので、同種の産業廃棄物の処理方法で再資源化ができるものをいいます。

上記の事業者へはご自身で、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼して搬入してください。

豊川市内から排出された一般廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さ(食品残さ)等は、市の許可を受けた上記の業者でリサイクル等を実施しております。

【参考】産業廃棄物については、愛知県が許可を行っています。許可を受けた者の名称及びその内容については、次のホームページから検索できます。

愛知県ホームページ「あいちの環境」 <http://www.pref.aichi.jp/kankyō/> 一般社団法人愛知県産業資源循環協会 <http://www.aisankyō.com/>

10 リサイクル可能な資源

◎有価物の定義

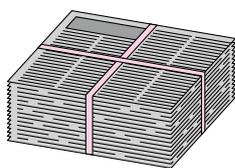
Q 産業廃棄物と有価物の判断基準は何ですか。

A 一般的に、処分費用を必要としないものは廃棄物ではなく有価物とされていますが、その判断する基準として“**売却金額から運搬費用を差し引いたときに、排出事業者側に利益があるかどうか**”が、大きな目安となっています。有価物とは、売却代金と運搬費を相殺しても、なお排出者側にプラスになることが必要です。

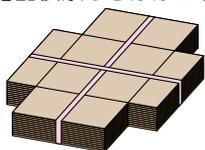
古紙

P16●参照

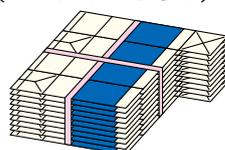
新聞(折込広告含む)



ダンボール
(宅配伝票などはがす)



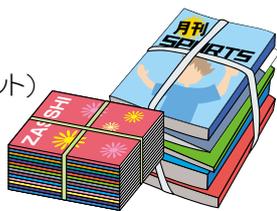
紙パック
(マークのあるもの)



オフィス紙



雑誌(週刊誌、漫画本、
単行本、専門誌、教科書、
辞典、カタログ、パンフレット)



その他の紙:包装紙、
菓子やティッシュの空箱、
メモ用紙、ハガキ、紙袋、名刺、
封筒(粘着物がある場合取り除く)



古布

不要になった衣類など



缶

P16●参照

飲食用アルミ缶



飲食用スチール缶



リサイクル家電

P13●参照

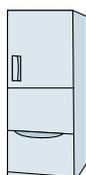
家庭用として製造・販売された以下の4品目

※業務用は産業廃棄物に該当します。

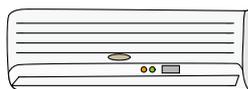
テレビ
(ブラウン管・液晶・プラズマ)



冷蔵庫・冷凍庫



エアコン



洗濯機、衣類乾燥機



古紙

古布

缶

リサイクル家電

市の処理施設で処理できません。資源回収業者へ自己搬入または資源回収業者へ引渡し
てください。 ※タウンページからも資源回収業者を検索できます。(https://itp.ne.jp/)

家電リサイクル法対象品目の処理方法

事業所から出されるものであっても**家庭用として製造・販売されているもの**は、購入した販売店または買い換えをする販売店に引取を依頼してリサイクルしてください。

※業務用として製造・販売されていたものは、「**産業廃棄物**」に該当します。産業廃棄物処理施設へ自己搬入または産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

家庭用として製造・販売されているものを処理する方法は3つあります。

1

新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する。

2

処分する製品を購入した小売業者が分かる場合には、処分する製品を購入した小売業者に引取りを依頼する。

3

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し指定引取場所への運搬を行い、又は自ら指定引取場所への運搬を行い、製造業者などに引き渡しする。

※①及び②の場合、小売業者には引取義務があります。

家電リサイクル法上の小売業者とは、家電リサイクル対象品目の小売販売を業として行う者です。

※③の場合、郵便局において家電リサイクル券(料金郵便局振込方式)(機器1台につき1枚必要)を用いてリサイクル料金(機器の製造業者などごとに定められている料金)の支払いを済ませてから指定引取場所に運搬してください。

費用

●家電リサイクル券

家電メーカーの定めるリサイクル料金(メーカーにより異なります)

くわしくはTel.0120-319640
家電リサイクル券センターへ
<http://www.rck.aeha.or.jp>



●収集運搬料金

小売店ごとに異なります。
小売店におたずねください。

リサイクル料金の目安(税込)

(令和2年4月1日現在)

	ブラウン管式テレビ		液晶式・プラズマ式テレビ		冷蔵庫・冷凍庫▲
	【16インチ以上】		約3,000円		【171ℓ以上】
	【15インチ以下】		約1,900円		【170ℓ以下】
	エアコン		約1,000円		洗濯機
	衣類乾燥機		約2,500円		約2,500円
					※冷温庫も含む

●自ら指定引取場所に運搬する方法

郵便局で家電リサイクル券を購入(振込手数料が別途必要です)し、下記の指定引取場所へ自ら搬入します。

※営業日、受付時間等については指定引取場所へお問い合わせください。



日通東愛知運輸(株)本社営業所

所在地 豊川市牛久保町城下85-1

電話番号 0533-85-7890



岡山県貨物運送(株)豊川営業所

所在地 豊川市篠田町市道10

電話番号 0533-93-6535



小型家電の処理方法

平成25年4月1日にスタートしました「小型家電リサイクル法」では、使用済小型電子機器等を下記の28の分類で対象品目として定められています。

- | | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|
| 1

電話機・FAXなど | 2

携帯電話・PHS・ACアダプターなど | 3

ラジオなど | 4

デジタルカメラ・ビデオカメラ・DVDレコーダーなど | 5

デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットなど | 6

パソコンなど |
| 7

ハードディスク・USBメモリなど | 8

プリンターなど | 9

ディスプレイなど | 10

電子書籍端末など | 11

電動ミシンなど | 12

電気ドリルなど |
| 13

電卓など | 14

ヘルスメーターなど | 15

電気式吸引機など | 16

フィルムカメラなど | 17

炊飯器・電子レンジなど | 18

扇風機・除湿機など |
| 19

アイロン・掃除機など | 20

こたつ・電気ストーブなど | 21

ヘアドライヤー・電気カミソリなど | 22

電気マッサージ機など | 23

ランニングマシンなど | 24

電気芝刈り機など |
| 25

照明器具など | 26

デジタル時計など | 27

キーボード・エレキギターなど | 28

ゲーム機など | | |

パソコン

資源有効利用促進法により、メーカーなどが回収してリサイクルします。

◎各メーカーの受付窓口で直接申し込んでください
メーカーの窓口や自作・メーカーが不明なパソコンについては「**パソコン3R推進協会**」(Tel 03-5282-7685)までお問い合わせください。
※本体、ディスプレイが別々のメーカーの場合は、それぞれのメーカーに申込みが必要です。
※このマークのついていないパソコンは回収の際に回収再資源化料金がかかります。



パソコン3R
推進協会

対象機種：デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン

パソコン・小型家電

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が回収してリサイクルします。

◎工場への持ち込み

株式会社紅久

白鳥工場 ● 豊川市白鳥町高田74番地1

Tel.0533-82-2138

穂ノ原工場 ● 豊川市穂ノ原3丁目27番地2

Tel.0533-83-6261

産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託する方法もあります。

回収された小型家電を分解、破砕し、金属やプラスチックごとに選別し、資源として再生されます。

※対象品目、受入日、時間などは認定事業者へお問い合わせください。

11

紙ごみを減らす取り組み

豊川市の事業系ごみのごみ質調査(P3参照)では、燃えるごみの約4割が紙・布類です。この中には、リサイクルできるものが多数含まれています。事業所から排出される紙類の削減、再利用に取り組むことは、ごみの減量に繋がり、処理経費の削減にもなります。使用済みの紙類はごみとしてではなく、資源として再使用、再利用することが重要です。自然環境の保全や地球温暖化の防止にも繋がります。循環型社会構築のため積極的に紙類の減量とリサイクルを進めましょう。

両面印刷・2in1印刷の励行

- 複数のページの印刷やコピーは両面印刷や2in1印刷などの機能を活用しましょう。



不要になった紙の再使用

- 裏面が印刷されていないOA用紙は、社内文書やメモ用紙に活用しましょう。
- 使用済みのファイルは、紙を貼るなど再使用しましょう。

電子メール・社内ネットワークなどによるペーパーレス化

- 会議などでは、プレゼンテーションソフトなどを活用し、紙ベース資料をできるだけ少なくしましょう。
- 社内回覧や文書などは、社内LANなどを積極的に活用しましょう。



資料や書類の共有化・一元化

- 文書や図面、資料などは共有化を図りできるだけコピーや印刷をしないようにしましょう。
- 連絡文書などは回覧や掲示することで作成部数を削減しましょう。

分別を徹底しましょう

- 紙類の種類ごとに分別しましょう。分別した紙類はそれぞれの資源回収業者に引渡してリサイクルしましょう。 **P16●参照**



リサイクルできないもの(禁忌品)

- 写真、防水加工紙(紙コップ、紙皿、ヨーグルトなどの容器、油紙、ロウ紙など)
- カーボン紙・ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- 圧着はがき(親展はがき)
- 感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)、感光紙(青焼きコピー紙)
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙、においのついた紙(石鹸の個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱など)
- 捺染紙(昇華転写紙、絵柄などを布地に加熱してプリントする際に使われる紙)
- 感熱発泡紙(点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- 合成紙(プラスチックでつくられているので、正確には紙でない。)
- 油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー
- 食品残さなどでよごれた紙

リサイクルできないもの

<p>写真</p>	<p>圧着はがき</p>	<p>ビニール加工された紙 (引く張っても破れない紙)</p>
<p>カーボン紙 (宅配伝票など)</p>	<p>においの付いた紙 (洗剤の箱など)</p>	<p>感熱紙 (レシートなど)</p>
<p>防水加工された紙 (紙コップ・アイスの容器など)</p>	<p>食べ物や油で汚れた紙 (ピザの箱など)</p>	

市の処理施設・一般廃棄物処分業許可業者へ
自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者へ
委託してください。 P9~11 ● 参照

リサイクルできるもの

<p>お菓子・食品の箱</p>	<p>包装紙・紙袋</p>
<p>コピー用紙・チラシ</p>	<p>はがき・ダイレクトメール</p>
<p>ティッシュの箱</p>	<p>封筒</p> <p>ビニール部分とはとる</p>

市の処理施設で処理できません。
資源回収業者へ自己搬入
または引渡してください。

【参考】事業所から出る資源の資源回収業者一覧(豊川市内)

(令和3年3月現在)

社名(50音順)	所在地	電話	取り扱い品目			
			カン、金属類	紙類	ビン類	*ペットボトル
株伊藤高次商店	豊川市御油町一重藪21-1	87-0200	○			
有伊藤商事	豊川市千両町糸宅11	83-0053	○	○		○
有伊豫商店	豊川市為当町新屋川原8-17	87-2246	○	○		
有大須賀商店	豊川市諏訪西町1丁目49	86-4221	○	○		
株加納商店	豊川市南千両2丁目44-2	86-3231	○			
加山興業株	豊川市南千両2丁目67	89-0375	○	○	○	○
株駒崎商店	豊川市蔵子1丁目8-1	86-4605	○	○		
有清水商店	豊川市穂ノ原3丁目14-16	86-8517	○	○	○	○
有丸大商事	豊川市御津町平野浜新田25-1	75-3739		○		
豊川資源株	豊川市牛久保町天王下72-1	86-2494	○	○		
株紅久 穂ノ原工場	豊川市穂ノ原3-27-2	83-6261	○			
株紅久 白鳥工場	豊川市白鳥町高田74-1	82-2138	○			
有マイニチ	豊川市白鳥町米田9-7	87-5066	○	○	○	○
三河物産株	豊川市穂ノ原3丁目14-8	86-8138	○			
株山治紙業	豊川市伊奈町並松167	73-3005	○	○		○

*ペットボトルは産業廃棄物扱いとなります。

※上記の表に掲載された業者の他、タウンページの「リサイクル」カテゴリーに掲載されている業者やあいち資源循環推進センターの「資源循環情報データベース」で条件を指定した検索により、目的にあった資源回収業者を検索することができます。

※iタウンページからも資源回収業者を検索できます。(https://itp.ne.jp/)

12

ごみ減量化・リサイクルの進め方

1

ごみ減量・リサイクル担当者(管理責任者)を決めます。

責任を持って取り組む担当者が決まっているかで効果の現れ方は異なります。

2

事業所が排出しているごみや資源の量を正確に把握します。

- ① どんなごみが発生しているのか。
- ② どのくらい発生しているのか。
- ③ どのように処理されているのか。
- ④ ごみの中にどれくらいリサイクル可能なものが含まれているのか。
- ⑤ 従業員への分別の実態調査などにより把握する。

3

どのようにしてごみを減らすか計画を立てます。

- ① 発生抑制が可能ものはないのか。
- ② 自分たちで減量・リサイクルできるものがないか具体的な取り組みを考える。
- ③ 発生抑制と資源化で、どのくらい減量・リサイクルできるのか。
- ④ 資源物の回収方法を考える。
- ⑤ リサイクルできないごみの適正な処理方法を検討する。
- ⑥ コストや環境負荷を考慮し、より最適な処理方法を調査する。

4

ごみの減量・リサイクルの計画の実行できることから始めましょう。

- ① 資源物やごみの保管場所を確保する。
- ② 資源物の分別方法や引き渡し方法を定める。
- ③ 減量化の目標値を設定する。
- ④ 必要経費の予算化を図る。
- ⑤ 一般廃棄物収集運搬業許可業者や資源回収業者と契約する。

5

反省と改善

ごみが減っているのか、分別がされているかなどを検証します。

効果が現れなかった場合は、問題点を抽出し、原因と改善方法について検討し、次の計画に反映します。

手順の③～⑤をPDCAサイクルとして繰り返していけば、どんどん、ごみの減量効果が高まっていくはず！



13 職場ごとで取り組みましょう

業種別の取組例

業種・発生するごみの種類	取り組み
小売店など <ul style="list-style-type: none"> ●消費・賞味期限切れ品が多い ●食品残さが多い ●ダンボールなどの包装資材が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●販売管理の徹底により無駄のない仕入れを行い、売れ残りの減少に努める。 ●ダンボール・新聞・雑誌などは資源回収業者などへ引渡する。 ●量り売りや一人用の惣菜の販売などを積極的に導入する。 ●簡易包装を推進し、過剰包装を控える。 ●食品や物品の仕入れなどに利用する容器を通い箱化する。
工場 <ul style="list-style-type: none"> ●梱包資材(ダンボール・木くずなど)が多い ●不良製品の搬出がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●商品管理の見直し、梱包材などを少なくする。 ●運搬・梱包資材を省資源化し再使用を推進する。 ●ダンボール・新聞・雑誌などは資源回収業者などへ引渡する。 ●分別保管スペースの確保やごみの分別の徹底する。 ●資材の納入などに利用する容器を通い箱化する。
飲食店 <ul style="list-style-type: none"> ●食べ残しや食品残さが多い ●紙製おしぼりや割り箸などの使い捨て品が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは十分水切りを行い排出量を減らす。 ●割れない食器へ切り替える。 ●生ごみは業務用生ごみ処理機の活用により減量化を図る。 ●小盛りやハーフサイズメニューなど食べ残しを減らす工夫をする。 ●紙製おしぼりや割り箸などの使い捨て品を減らす。 ●食べ残しを減らす呼びかけ※「3010運動」に取り組む。 ●使い捨てのものから繰り返し使うものに変える。
オフィス・事務所 <ul style="list-style-type: none"> ●OA用紙の発生割合が多い ●新聞・雑誌・カタログなどの紙類の発生が多い ●紙コップ・茶殻などが発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ●分別保管スペースの確保やごみの分別の徹底する。 ●内部文書などのペーパーレス化を図る。 ●両面コピーを積極的に実施する。 ●再生紙やトイレットペーパーなどの再生品の購入に努める。 ●新聞・雑誌・ダンボールなどは資源回収業者などへ引渡する。
病院 <ul style="list-style-type: none"> ●食品残さや紙くずが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞・雑誌・ダンボールなどは資源回収業者などへ引渡する。 ●カルテなどの電子化を進める。 ●通院、入院患者などにごみ減量化の協力を求める。 ●機密文書をリサイクルする処理ルートを確認する
金融・保険業 <ul style="list-style-type: none"> ●OA用紙の発生割合が多い ●新聞・雑誌・チラシなどの紙類の発生が多い ●個人情報などの機密文書が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●分別保管スペースの確保やごみの分別の徹底する。 ●内部文書などのペーパーレス化を図る。 ●再生紙やトイレットペーパーなどの再生品の購入に努める。 ●新聞・雑誌・ダンボールなどは資源回収業者などへ引渡する。 ●機密文書をリサイクルする処理ルートを確認する。

※小売店など、飲食店、病院:食品残さは、食品リサイクル業者へ処理を依頼する。

「3010(さんまる・いちまる)運動」とは

乾杯後の30分間と終了前10分間は自席について料理を楽しむように呼びかけ、食べ残しによる食品ロスを減らす運動です。

14

事業系ごみの分類早見表

一廃 一般廃棄物
 産廃 産業廃棄物 ▶ P6 産業廃棄物の種類参照
 資源 リサイクル可能のもの
 廃プラスチック類は廃プラと表記

あ			
名称	分類	産廃品目	備考
空き缶	産廃	金属くず	
	資源		
空きビン	産廃	ガラスくず	
	資源		
アクリル板	産廃	廃プラ	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
衣装ケース	産廃	廃プラ	
一斗缶	産廃	金属くず	
椅子（事務用）	産廃	廃プラ 金属くず	
椅子（木製）	一廃		木製品製造業は産廃
衣類乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象→P13
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
うちわ（骨がプラ製）	産廃	廃プラ	紙部分を取って出す
エアコン	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象→P13
エンジンオイル	産廃	廃油	
鉛筆	一廃		
塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
OA用紙	資源		
か			
名称	分類	産廃品目	備考
カーテン	産廃	廃プラ	天然繊維は一廃
化学繊維製品	産廃	廃プラ	
傘	産廃	廃プラ 金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	中身を使い切って出す
カッターナイフ	産廃	廃プラ 金属くず	
紙おむつ	産廃	廃プラ	病院や介護施設等で発生したもの（吸水性プラスチックのもの）は一廃
紙くず	資源		
花瓶（ガラス製）	産廃	ガラスくず	
壁紙	産廃	廃プラ	
紙袋（紙のみ）	資源		
紙袋（内側がプラ加工）	一廃		
ガラス製品	産廃	ガラスくず	
紙箱	資源		

紙パック	資源		
紙やすり	一廃		
瓦	産廃	陶磁器くず	
金庫	産廃	金属くず	材質によっては混合物
金庫製品	産廃	金属くず	
靴（天然皮革・繊維製）	一廃		
靴（化学繊維製）	産廃	廃プラ	
クリアファイル	産廃	廃プラ	
蛍光管	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
結束バンド	産廃	廃プラ	
小型家電製品 （電話、プリンター等）	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	小型家電リサイクル法対象→P14
	資源		
コップ（ガラス製）	産廃	ガラスくず	
ゴム製品（天然ゴム製）	産廃	ゴムくず	
ゴム製品（合成ゴム製）	産廃	廃プラ	
さ			
名称	分類	産廃品目	備考
雑がみ	資源		
CD	産廃	廃プラ	
シールの台紙	一廃		
磁気カード	産廃	廃プラ	
自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃プラ	
シャープペンシル芯	一廃		
充電器	産廃	廃プラ 金属くず	小型家電リサイクル法対象→P14
シュレッダーくず	一廃		
消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり 消火器リサイクル推進センター Tel03-5829-6773
新聞・雑誌	資源		
スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	小型家電リサイクル法対象→P14
ストロー	産廃	廃プラ	
スポンジ	産廃	廃プラ	
スリッパ	産廃	廃プラ	
生花	一廃		
石けん	産廃	廃油	
洗濯機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象→P13
剪定枝・刈草	一廃		豊川市資源化施設 →P10
	資源		

た			
名称	分類	産廃品目	備考
体温計（デジタル）	産廃	廃プラ 金属くず	小型家電リサイクル法 対象→P14
台車	産廃	廃プラ 金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ	
タイヤのホイール	産廃	金属くず	
たばこ（吸い殻）	一廃		
ダンボール	資源		
机（事務用）	産廃	廃プラ 金属くず	
机（木製）	一廃		木製品製造業等は産廃
電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	小型家電リサイクル法 対象→P14
電球	産廃	金属くず ガラスくず	
電池	産廃	廃プラ 金属くず	一部水銀廃棄物
DVD	産廃	廃プラ	
陶器	産廃	陶磁器くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料（固形）	産廃	廃プラ	
塗料（水性・液状）	産廃	廃酸又は 廃アルカリ 廃プラ	
塗料（油性・液状）	産廃	廃油 廃プラ	
テレビ	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	家庭用は家電リサイク ル法対象→P13
な			
名称	分類	産廃品目	備考
長靴	産廃	廃プラ	
生ごみ（厨芥類）	一廃 資源		食料品製造業等は産廃 ※水を切ってから出す
南京錠	産廃	金属くず	
ネット	産廃	廃プラ	
粘着テープ（紙・布製）	一廃		
粘着テープ（化学繊維製）	産廃	廃プラ	
は			
名称	分類	産廃品目	備考
灰	産廃	燃え殻	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	金属くず 廃プラ	リサイクルシステムあり →P14
バッテリー	産廃	廃酸 廃プラ 金属くず	
発泡スチロール	産廃	廃プラ	
刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
パレット（木製）	産廃	木くず	

パレット（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
ハンガー	産廃	廃プラ 金属くず	
ビデオテープ	産廃	廃プラ	
ビニールホース	産廃	廃プラ	
フィルム	産廃	廃プラ	
プラスチック製容器包装	産廃	廃プラ	
古布（衣類、毛布、布団等）	一廃 資源		化学繊維は産廃
ペットボトル	産廃 資源	廃プラ	
ヘルメット	産廃	廃プラ	
弁当の容器	産廃	廃プラ	個人消費で発生したもの 一廃
包装紙（内側がブラ加工）	一廃		プラの割合が大きければ産廃
包装紙（紙のみ）	資源	廃プラ	
ボールペン	産廃	廃プラ	
ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラ	
保冷剤	産廃	廃プラ	
ま			
名称	分類	産廃品目	備考
マウスパッド	産廃	廃プラ	
巻尺	産廃	廃プラ	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃		
メディアケース（CD、DVD等）	産廃	廃プラ	
モップ	産廃	廃プラ	柄の材質によっては混合物
や・ら・わ			
名称	分類	産廃品目	備考
ライター	産廃	廃プラ 金属くず	中のガスは使い切って 出す
ラップ類	産廃	廃プラ	
レインコート	産廃	廃プラ	
レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
れんが	産廃	陶磁器くず	
ロッカー	産廃	金属くず	
割り箸	一廃		
冷蔵庫 冷凍庫	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイク ル法対象→P13

名称	電話番号	問い合わせの内容
愛知県東三河総局環境 保全課 廃棄物対策グループ	Tel.0532-35-6114 豊橋市八町通5-4	産業廃棄物の収集及 び処分
愛知県 産業資源循環協会	Tel.052-332-0346	産業廃棄物処理業者 の案内

15 事業系ごみQ&A

Q1 事業系ごみとは何ですか？

A1 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみすべてのことをいいます。

Q2 産業廃棄物と一般廃棄物の違いがわかりません。

A2 生ごみを例に取りますと、レストランや事務所から出る食べ残しやお茶殻は**事業系一般廃棄物**ですが、食料品製造業(豆腐、缶詰、ハムなど)から出る原料の生ごみ類は、**産業廃棄物**となるなど、業種によっても異なります。廃棄物の種類によっても収集や処理などの方法が異なりますので、詳しいことは問い合わせください。

Q3 事業活動には何が含まれますか？

A3 事業活動には、会社、事務所、小売店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的とするものばかりではなく、病院、医院、学校、社会福祉施設、官公署などの公共サービスなどを行っている公共公益事業、農業なども含みます。法人か個人経営や規模の大小なども問いません。

Q4 事業所から出たごみの処理はどうすればいいですか？

A4 市では、事業系ごみは収集していません。事業者が自ら市の処理施設または、市の許可を受けている一般廃棄物処分業許可業者に自己搬入するか、一般廃棄物処理収集運搬業許可業者(P11)に委託してください。資源化できるものは資源回収業者(P16)と相談してリサイクルしてください。

Q5 近くのごみステーションには出せないのですか？

A5 ごみステーションは、家庭用のごみを出す集積場で、地域の町内会などが管理しています。ごみの量の多少や種類に関わらず事業系ごみを出すことはできません。事業活動によって発生したごみは、事業者が自らの責任で適正に処理しなければならないと法律で定められていますので、許可業者に自己搬入または委託するなど適正に処理してください。

Q6 商店を営んで生活しているが、地元の町内会にも加入しているので、家庭用のごみステーションにごみや資源を出して良いですか？

A6 店舗と住宅が同じ場合は、生活のごみ・資源はごみステーションに出すことができますが、**事業に伴い発生するごみや資源は地域のごみステーションには出せません**。可燃物は自ら**豊川市清掃工場(P9)に自己搬入(有料130円/10kg)**するか、市の許可を受けている一般廃棄物処分業許可業者に自己搬入または、一般廃棄物処理収集運搬業許可業者(P11)に委託してください。資源は、資源回収業者(P16)に引き取ってもらってください。リサイクルできない不燃物は産業廃棄物処分業者に委託してください。

Q7 許可業者って何ですか。どのように委託するのですか？

A7 一般廃棄物の収集または、運搬を業として行おうとする場合は、管轄する市町村長の許可が必要と法律で定められています。事業者が自ら搬入することができない場合は、この許可を受けた業者と収集運搬・処理について委託する必要があります。委託金額は、収集量や収集回数によって異なります。詳しくは、各業者に直接お問い合わせください。

Q8 事務所のいらなくなったスチール製の机や書庫などはどう処理したら良いですか？

A8 再使用可能なものであればリサイクルショップなどにお問い合わせください。壊れているなど再使用できないものは、金属くずとして産業廃棄物処分業者や資源回収業者にご相談ください。

Q9 事務所のいらなくなった木製の机は、粗大ごみ受け付けセンターに持ち込めば処分できますか？

A9 粗大ごみ受け付けセンターには、家庭から出る粗大ごみ以外は持ち込みできません。事業系の粗大ごみについては、利用申出確認書により許可(有料210円/10Kg:令和3年3月現在)を受けて別の施設で処分する方法がありますが、制限がありますので、清掃事業課にお問い合わせください。

Q10 会社で出るごみを少しでも減らしたいと思います。資源を引き取ってくれる回収業者を紹介してください。

A10 タウンページ(「リサイクル」で検索)やP16に掲載の資源回収業者を参考にしてください。引き取り条件は、個々に相談してリサイクルしてください。
※タウンページから資源回収業者を検索できます。(https://itp.ne.jp/)

Q11 会社の機密書類をリサイクルせず清掃工場に持ち込めますか？

A11 資源回収業者で引き取り不可となった紙類は、豊川市清掃工場(P9)に自己搬入(有料130円/10kg)できます。ホッチキスは外す必要はありませんが、ファイルの金具を取り外し、ヒモは解いてください。機密書類以外のものはリサイクルしてください。
※リサイクル可能でも機密書類であれば受け入れませんが、機密文書をリサイクルする処理ルート(リサイクルが可能な回収業者)の確保に努めてください。

Q12 刈草・庭木の剪定を業者に作業、運搬を依頼しました。一般廃棄物収集運搬業許可業者ではありませんが適法ですか？

A12 刈草・庭木の剪定は剪定を行った業者のごみとなりますので、許可は不要です。

16 問い合わせ一覧

名称	事業者の所在地 電話番号	問い合わせの内容
産業環境部清掃事業課	豊川市諏訪1-1 Tel0533-89-2166 e-mail:seiso@city.toyokawa.lg.jp	一般廃棄物処理収集運搬許可 ごみの減量、リサイクルの啓発
清掃工場	豊川市平尾町親坂50 Tel0533-87-4010	事業系一般廃棄物の受入れ 排出事業者への適正処理指導
資源化施設	豊川市長草町美佐々木28-1 Tel0533-56-8878	刈草・剪定枝の受入れ
愛知県東三河総局 環境保全課 廃棄物対策グループ	豊橋市八町通5-4 Tel0532-35-6114	産業廃棄物の収集及び処分
愛知県産業資源循環協会	Tel052-332-0346	産業廃棄物処理業者の案内

令和3年3月発行
編集:とよかわごみ減らし隊
発行:豊川市産業環境部清掃事業課



有限会社

マイニチ

Disposing with your industrial waste everyday of the week
〒442-0848 豊川市白鳥町米田9番地7

ごみ回収

お客様のご要望にお答えします 

豊富な車両や多様な収集ルートでお客様のご希望にお応えします。

可燃ごみ

事業系一般廃棄物

資源ごみ

ダンボール

新聞

雑誌

空き缶

空きびん

ペットボトル

企業様へ

無料見積 問合わせ ☎ 0533-87-5066

ごみ=資源
可能性は捨てない。



持続発展可能なリサイクルシステムを目指して…



環境資源事業
有限会社

清水商店

愛知県豊川市穂ノ原三丁目14番地16(穂ノ原工業団地内)

<http://www.shimizu-s.net>

☎ 0120-33-8517